

市道拡幅工事に伴う負荷開閉器更新工事 仕様書

1. 件名

市道拡幅工事に伴う負荷開閉器更新工事

2. 工事概要

大津市が実施する「道路改良工事（市道中4306号線）」において、拡幅範囲内に設置されている旧介護老人保健施設棟の負荷開閉器が移設されるが、当該設備は設置から30年以上が経過しており劣化が著しいため、移設工事に合わせて更新を実施する。

3. 工期

令和8年4月1日 から 令和8年9月30日 まで

4. 施工場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番40号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 旧介護老人保健施設棟

5. 工事内容

(1) 工事内容

- ・設備仕様詳細、作業内容詳細及び施工イメージ図については、別紙1～3を参照すること。
- ・既設負荷開閉器及び付帯設備（基礎、フェンス等）を撤去すること。
- ・構内柱、柱上負荷開閉器及び付帯設備（補助接地棒、根枷等）を新設すること。
- ・関電柱から屋上キュービクルまでの高圧ケーブル及び付帯設備（FEP管、配管支持材等）を更新すること。なお、ハンドホール①からキュービクルまでの配管は、既設の予備管を利用すること。
- ・その他付帯作業（絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験、廃棄物処理等）は、全て本工事に含むものとする。

(2) 施工管理

- ・受注者は、本工事に係る現場責任者を選任し、本工事の指揮監督を行わせること。
- ・現場責任者は、本仕様書に定める事項を理解し、施工にあたり必要な知識及び能力を十分有する者であること。また、現場責任者は当院担当者との窓口となること。
- ・必要に応じてカラーコーンでの仮囲い、警備員の配置等を行い、安全確認を徹底すること。
- ・資材置場、資材搬入搬出経路、作業員通路、作業員休憩所等については、発注者が指定する場所を使用すること。
- ・許可の申請、書類の届出等が必要な場合は、当院担当者及び行政機関等と協議のうえ、関係法令等を遵守し、遅滞なく必要書類の作成及び提出を行うこと。

6. 事故発生時の対応

受注者は、作業中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示を仰ぐこと。

また、受注者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受注者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって発注者が被った損害に係る経費については、受注者が負担するものとする。

7. 提出書類

(1) 着工前

- | | |
|----------|----|
| ・施工体制図 | 2部 |
| ・工程表 | 2部 |
| ・作業手順書 | 2部 |
| ・作業連絡票 | 3部 |
| ・着工届 | 1部 |
| ・積算書（※1） | 2部 |

(2) 完工後

- | | |
|-----------|----------|
| ・完工届 | 1部 |
| ・完成図書（※2） | 2部及び電子媒体 |

※1 積算書は、本工事の費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）について、移設工事相当分及び更新工事相当分を明示したものであること。

※2 完成図書は、竣工図（保安規程に添付するもの）、工事写真（着工前、施工中、完工後の様子がわかるもの）及び試験成績書を綴じたものであること。

8. その他

- ・受注者は、関係法令及び関係規程を遵守すること。また、個人情報の保護及び情報セキュリティの向上に努めること。
- ・発注者の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう注意するとともに、第三者に不安感、不快感等を与えないよう配慮すること。
- ・発注者または第三者に損害を与えた場合は、受注者が賠償すること。
- ・施工にあたり必要となる経費については、全て受注者の負担とする。ただし、一時的に必要となる場所、ユーティリティ（電気、水等）については、工期中は無償で提供するものとする。
- ・発注者は、現に保有している、または容易に取得可能である情報について、必要に応じて提供するものとする。ただし、当該情報を本工事の施工以外の目的で使用してはならない。また、完工後は速やかに発注者に返却すること。
- ・受注者は、関係法令等に基づく許可の取得、検査の受検等に関する一切の責任を負うものとする。
- ・受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- ・施工にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・発注者は、業務運営及び施設管理に支障があると認めるときは、本工事の全部または一部について一時中止することができるものとする。
- ・本仕様書の内容について大幅な変更が発生する場合は、別途協議の上、変更契約を締結するものとする。
- ・受注者は、完工後1年以内に施工内容に関して契約不適合事項があることが判明した場合は、無償で修正を行うこと。
- ・施工にあたっては電気主任技術者の指示に従うこと。
- ・本仕様書に記載の数量等は、概算の数値である点に留意すること。